

新制度の内容をお知らせするハガキ・メールに関するよくあるお問合せ

平成29年2月
平成29年3月17日更新
資源エネルギー庁

再生可能エネルギーの固定価格買取制度が本年4月1日から新しくなることに当たって、認定事業者又は代行で手続を行った登録者の方々にハガキとメールで、新制度の内容についてお知らせをしているところです。現在、コールセンターが繋がりにくい状況になっているところで、ご迷惑・ご心配をおかけしており、大変申し訳ありません。よくある問合せについて、Q&Aを作成しましたので、以下ご覧ください。

~~~~~

### Q1. ハガキ（又はメール）が届いたがこれは何か？

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が本年4月1日に施行され、固定価格買取制度、いわゆるFIT制度が新しくなります。これまでに認定を取得しているものについても影響がありますので、新制度の内容について周知を行うべくハガキ（又はメール）をお送りしました。

### Q2. どこに送っているのか？

メールアドレスを登録されている認定事業者又は代行で手続を行った登録者の方にはメールを、メールが届かなかった方やそれ以外の認定事業者の方にはハガキをお送りさせていただいています。ただし、原則として、太陽光10kW未満で運転開始済みの方にはハガキをお送りしておりません。同一の事業者で複数の認定を取得している場合、ハガキが複数枚届いている場合があります。

### Q3. 具体的な内容が分かる資料はあるか？

資源エネルギー庁HP [「なっとく！再生可能エネルギー」](#)に、必要な手続の詳細について掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 4. 運転開始済みの場合でも、平成29年3月31日時点で失効することがあるのか？

平成29年3月31日時点で運転（売電）開始していれば、接続契約が締結されていますので、認定は失効しません。ただし、平成29年9月30日までに事業計画を提出していただく必要があります。

Q 5. 新制度に移行した後で事業計画を提出する必要があるということだが、太陽光10kW未満でも提出する必要があるのか？

平成29年3月31日までに電力会社との接続契約を締結し、新しい制度に移行した方は、平成29年9月30日までに簡単な事業計画を提出していただきます。固定価格買取制度が開始される前から発電をしている「特例太陽光」（設備IDがFから始まるもの）以外の全ての認定事業者の方に提出していただく必要があります。

Q 6. 事業計画の提出はどのように行うのか？

事業計画書の提出は、平成29年4月1日から9月30日の間に手続きを行っていただきます。

旧制度のシステムで「登録者」としてログインID・パスワードをお持ちの方※は、インターネット上で手続きが完了します。また、ログインIDをお持ちでない方は、「なっとく！再生可能エネルギー」から事業計画書をダウンロードいただき、必要事項を記載して送付していただきます。詳細については、[「なっとく！再生可能エネルギー」](#)に掲載していますので、そちらをご覧ください。

なお、インターネット環境のない方で事業計画書をダウンロードできない方は、4月1日以降にコールセンターにお問い合わせください。

※旧制度のシステムでの「設置者」としてのIDや費用報告システムのIDではログインできません。

Q 7. 事業計画はどのようなことを提出するのか？

買取契約締結先、買取価格、太陽電池の合計出力、関係法令遵守などの遵守事項への同意、（運転開始前の場合は）接続契約の締結を証する書類を提出していただきます。

Q8. 今後、ハガキやメールを送る予定はあるのか？

新制度が開始される本年4月までに再度お送りする予定はありません。